

◎新潟県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新発田地域振興局地域整備部及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年2月9日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類

新潟都市計画区域区分